

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和四年一月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年五月七日奈良県指令郡土第四二―二三号

令和三年十一月二十四日奈良県指令郡土第四二―二三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和四年一月十三日郡土第六四三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町二三四七番一、二三四八番一及び三八一六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町一三九五番地一

吉川幸宏